

## 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特別養護老人ホーム すこやか苑 料金表

## &lt;利用料一覧&gt;

自己負担額	介護度や各種加算、負担割合に応じた金額
居 住 費	1日につき2,066円
食 費	1日につき1,445円
コ ピ ー 代	1枚につき10円
電 気 料	個人用テレビを持込した場合 月500円

## &lt;基本利用料&gt;

(単位：円)

介護度	介護報酬	居住費	食費	合 計	
				1日	1ヵ月(30日)
介護度1	1,364	2,066	1,445	4,875	146,250
介護度2	1,506	2,066	1,445	5,017	150,510
介護度3	1,656	2,066	1,445	5,167	155,010
介護度4	1,802	2,066	1,445	5,313	159,390
介護度5	1,942	2,066	1,445	5,453	163,590

※令和6年8月1日から

## &lt;各種加算&gt;

加 算 名	要 件
看護体制加算（Ⅰ） 24単位/日	常勤の看護師を1名以上配置しているため加算されます。
看護体制加算（Ⅱ） 46単位/日	常勤の看護職員を2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保しているため加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅰ） 24単位/日	常勤専従の機能訓練指導員として理学療法士を配置しており、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、計画に基づいて計画的に機能訓練を実施しているため加算されます。
外泊時費用 492単位/日	利用者が病院や診療所に入院した場合や居宅に外泊した場合は、1月あたり6日を限度として加算されます。但し、入院又は外泊の初日及び最終日は加算されません。
初期加算 60単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間に加算されます。また、30日を超えて病院や診療所へ入院した後、再度施設に入居した場合も加算されます。
退所時等相談援助加算 ※基本1回を限度に加算 (1) 退所前訪問相談援助加算	(1) 退所に先立って、施設職員が、居宅を訪問し、利用者または家族等に対して相談援助を行った時に加算されます。

<p>920 単位/回</p> <p>(2) 退所後訪問相談援助加算</p> <p>920 単位/回</p> <p>(3) 退所時相談援助加算</p> <p>800 単位/回</p> <p>(4) 退所前連携加算</p> <p>1,000 単位/回</p>	<p>(2) 退所後30日以内に施設職員が、居宅を訪問し、利用者または家族等に対して相談援助を行った時に加算されます。</p> <p>(3) 入所期間1ヶ月を超える入所者の退所時に施設職員が、必要な相談援助を行った上、退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターや他入所施設へ情報提供を行った場合に加算されます。</p> <p>(4) 入所期間1ヶ月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して、情報提供等を行い、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合加算されます。</p>
<p>日常生活継続支援加算 (II)</p> <p>92 単位/日</p>	<p>居宅での生活が困難で、入所の必要性が高い重度の要介護者(要介護4・5)を積極的に入所させるとともに介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置している場合加算されます。</p>
<p>看取り介護体制加算 (I)</p> <p>144 単位/日 (死亡日以前31日以上45日以下)</p> <p>288 単位/日 (死亡日以前4日以上30日以下)</p> <p>1360 単位/日 (死亡日以前2日又は3日)</p> <p>2560 単位/日 (死亡日)</p>	<p>医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その旨を入所者又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針について合意を得た場合に加算されます。</p>
<p>介護職員等処遇改善加算 (I)</p> <p>総単位数 100 分の 14</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施している施設として、青森市長に届け出ているため、月々の介護保険利用総単位数に応じて加算されます。</p>

※1 単位=10 円で算出されます。正確な料金についてはお問い合わせください。

※令和6年6月1日から